

報告第1号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月1日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第1号	平成31年2月14日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第1号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月14日

加東市長 安田正義

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は相手方の車両の修理費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額 181,440円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 平成30年10月24日 午前9時55分頃

(2) 事故発生場所 神戸市北区山田町小部字惣六畑山8-88 特別養護老人ホーム恵風園駐車場内

(3) 事故の内容 職員が特別養護老人ホーム恵風園訪問時に、施設内駐車場に駐車し、公用車運転席ドアを開けた際に、突風によりドアが勢いよく開き、隣に駐車していた相手方車両に接触し、左側面部を損傷させた。